

令和 7 年 3 月 31 日
沖縄県土木建築部長

沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領
の一部改正等について

みだしのことについて、沖縄県土木建築部では同額入札対策として最低制限価格の設定において最低制限価格の設定においてランダム係数を導入しておりますが、範囲を見直し、下記のとおり改正しました。

また、地方自治法施行令の一部改正により、少額随契の基準が見直されることから、対象業務委託の金額を見直しましたことをお知らせします。

記

1 改正要領について

- (1)「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」の一部改正
- (2)「沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度実施要領」の制定（「沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」は廃止）

2 改正の内容 ※(1)及び(2)は上記 1 (1)、(3)は上記 1 (2)を適用

- (1) 最低制限価格に係るランダム係数の調整域を、次のとおり改正する。（マイナス調整値の廃止）（1 (1)の第 4 条関係）

（改正前）

「合計額に「0. 9 9 5」から「1. 0 0 5」の範囲内のランダム係数を乗じる」

（改正後：マイナス域の廃止）

「合計額に「1. 0 0 0」から「1. 0 0 5」の範囲内のランダム係数を乗じる」

- (2) 地方自治法施行令の一部改正により、少額随契の基準額が見直されることから、対象業務委託の金額を、次のとおり改正する。（1 (1)の第 3 条関係）

（改正前）

「予定価格が 100 万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する業務委託」

（改正後）

「予定価格が 200 万円を超える競争入札（総合評価落札方式は除く。）で発注する業務委託」

- (3) 「沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度要領」を制定し、低入札価格の基準を「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」に準じて算定すると定める。

3 適用時期

上記 1 (1) : 令和 7 年 4 月 1 日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用

上記 1 (2) : 令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用

4 その他

実施要領はホームページに掲載

「1-29 沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」

「1-41 沖縄県土木建築部が発注する建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度要領」